

タイにおけるサービス産業基礎調査

2011年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

バンコク事務所

本報告書に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構(ジェトロ)

サービス産業課

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5238

FAX: 03-5572-7044

Email: CIE@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

本報告書の無断転載を禁ずる。

目次

第1章 流通・小売	
1. 市場規模.....	1
2. 主要プレイヤーとそのシェア.....	2
3. 最近の市場動向.....	4
4. 市場の課題と展望.....	6
5. 外資に対する規制・法的制約.....	7
第2章 外食	
1. 市場規模.....	9
2. 主要プレイヤーとそのシェア.....	10
3. 最近の市場動向.....	12
4. 市場の課題と展望.....	13
5. 外資に対する規制・法的制約.....	14
第3章 対面型サービス	
1. ヘアサロン.....	16
2. スパ.....	17
3. 美容クリニック.....	19
4. 外資に対する規制・法的制約.....	20
第4章 学校	
1. タイの学校制度と就学数.....	23
2. インター校.....	24
3. 学習塾.....	26
4. 語学学校.....	28
5. 外資に対する規制・法的制約.....	29
第5章 運送	
1. 市場規模.....	33
2. 主要プレイヤーとそのシェア.....	35
3. 市場の課題と展望.....	36

4. 外資に対する規制・法的制約.....	36
第6章 建設	
1. 市場規模.....	40
2. 主要プレイヤーとそのシェア.....	40
3. 最近の市場動向.....	42
4. 市場の課題と展望.....	43
5. 外資に対する規制・法的制約.....	43

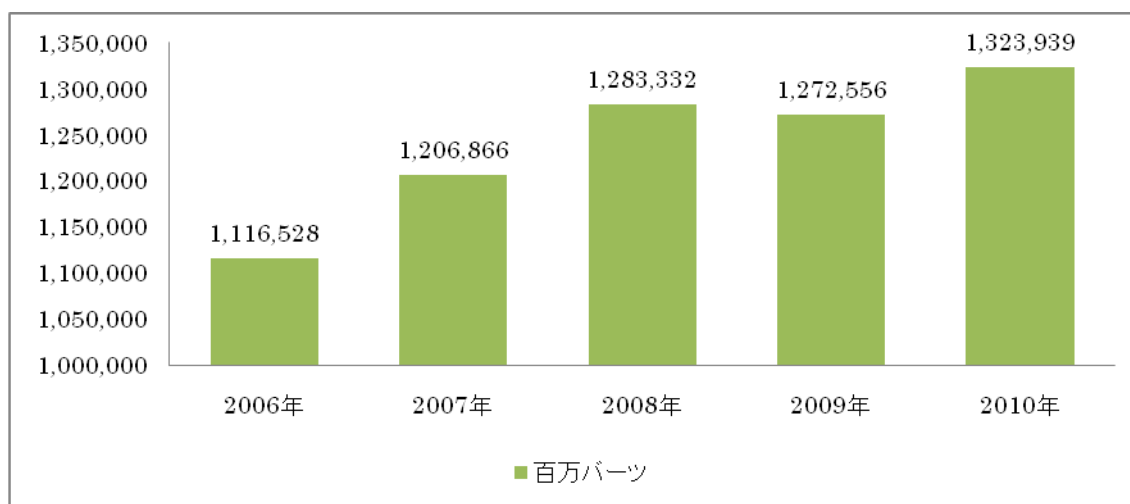
第1章 流通・小売

1. 市場規模

1993年に約5,000億バーツであった小売市場は2005年には1兆バーツを超え¹、その後も伸長を見せている。2009年には一旦減少したものの、2010年には1兆3,239億バーツまで拡大しており(図1-1)、2011年には1兆4,000億バーツを超える²と見られている。これらの市場規模は国家経済社会開発局³が発表する数値に基づいているが、同局の集計対象は約30万のVAT(付加価値税)登録事業者のみが対象である。タイの小売事業者数は推定290万事業者(法人、個人含む)で、残りの260万事業者に関して統計的なデータはない。タイ小売業協会(Thai Retailers Association)のチャーチャイ博士は、VAT事業者と非VAT事業者の売上比率はおよそ4:1と見ている。このため、非VAT事業者を合わせた市場規模は、国家経済社会開発局の発表する数値よりも25%程度多くなり、全体で約1兆7,000億バーツと推定している。これはタイのGDPの約8%に相当し、雇用の5%をまかなっている。

なお、市場における近代的小売業の割合は、タイ小売業協会では約40%と見ている。流通大手のCPグループでも約40%と見ており、タイの近代的小売業は40%、伝統的小売業は60%と見て問題なさそうである。

図1-1 タイの小売市場規模推移



(出所) 国家経済社会開発局 (Office of the National Economic and Social Development Board)

¹ 約1兆420億バーツ(Office of the National Economic and Social Development Board)

² タイ小売業協会のチャーチャイ博士へのヒアリング

³ Office of the National Economic and Social Development Board

2. 主要プレイヤーとそのシェア

(1) 企業数

タイ小売業協会によると、タイの小売事業登録者数は法人・個人含めて約 290 万事業者。タイ小売業協会では、VAT 登録事業者は約 30 万事業者で、企業(法人)数もほぼ同数と見ている。日系企業は 34 社⁴登録されている。

タイの小売業界は、1997 年の経済危機をきっかけに、勢力図が大きく変わっている。それ以前に進出していた外資企業は、大丸、そごう、伊勢丹、東急百貨店、ジャスコ(現イオン)、ファミリーマートなどの日本企業が主であったが、通貨危機をきっかけにローカル大手小売業が傘下の一部事業を欧米系外資に譲渡するケースが相次いだ。現在、市場で大きなシェアを握るテスコロータスやビッグ C も、その当時に本格的な市場参入を果たしている。現在、ハイパーマーケット市場は外資の独占状態となり今日に至っている。一方、百貨店業界では、大丸が1990年、そごうが2001年に撤退した後、新たな進出はなく、その後セントラルやザ・モールといったタイ企業が復活し、現在では現地小売が市場をコントロールしている。日系企業では、イオン、ファミリーマート、伊勢丹などが現在の主なプレイヤーとなっている。また、日本のセブンイレブンはタイ CP へライセンス供与している。

現在、タイの主な小売業者としては、CPオール、セントラル・パッタナー、ザ・モール・グループ、ビッグCスーパーセンター、テスコロータスなどが挙げられる。CPオールはタイ国内最大の財閥 CP グループに属し、タイ国内最大手の CVS チェーンであるセブンイレブン運営会社で、現在国内に 5,314 店舗を展開している。国別店舗数では、世界1位の日本、2位の米国に続き、第3位である。セントラル・パッタナーは大手複合企業、セントラル・グループの一企業である。セントラル・デパート・チェーンやロビンソン・デパートを所有し、トップスなどのスーパーマーケットも運営している。また、ディスカウント・スーパーマーケット・チェーンのビッグCの株式も保有する。同グループは外食大手の KFC やホテルチェーンも展開している。モール・グループは、タイで2番手のショッピングモール運営会社であり、ザ・モール百貨店チェーンのほか、エンポリウムやサイアムパラゴンを運営している。

⁴ 2 ジェトロによる「2008年タイ日系企業進出動向調査」より

(2) 主要プレイヤー

2009年の小売業売上トップは、コンビニエンス・ストア大手のセブンイレブンを運営するCPオールで1,370億バーツ(表1-2)。これはアジア全体の小売業で42位⁵でもある。2位のエカチャイ・ディストリビューションと3位のビッグCスーパーセンターは、共にハイパーマーケットを主力とし、それぞれ1,223億バーツと702億バーツを売り上げている。百貨店をメインとするセントラルとザ・モールは、CVSやハイパーマーケットに比べ低迷している。主力のデパートはバンコクに集中しており、競争激化によって成長が鈍化している。各社とも消費者の支出を促し、買い物の頻度を増やそうと、さまざまな販売促進活動を展開している。注目に値するのは6位に入ったCPFトレーディングである。同社は生鮮食品やプライベート・ブランドを主力としたCVSチェーン「CPフレッシュマート」を、住宅密集地を中心に500店舗展開している。CVS店舗数2位のファミリーマートよりも売上規模が大きく、背後に控える国内最大の財閥CPグループによる仕入れや流通のコストダウンが反映していると推測される。

表1-1 小売業売上上位6社(2009年)

会社名	運営 店舗名	資本金 (千バーツ)	店舗数	売り場 総面積 (平米)	売上 (百万 バーツ)
CP All PCL	セブンイレブン	4,500,000	5,314	617,908	137,004
Ek-Chai Distribution System Co., Ltd.	テスコロータス	5,137,500	88	951,720	122,320
Big C Super Center PCL	Big C	8,250,000	67	564,191	70,257
Central Retail Co., Ltd.	セントラル	2,114,285	97	341,540	57,406
The Mall Group Co., Ltd.	ザ・モール、サイアム パラゴン、エンポリア ム	100,000	11	380,000	40,091
CPF Trading Co., Ltd.	CPフレッシュマート	800,000	500	27,000	29,900

(出所) Euromonitor International および各社へのヒアリングを元にジェトロバンコクが作成

(注1) The Mall Group Co., Ltd.の売上は Siam Paragon Retail Co., Ltd.を合算したもの。

(注2) Central Retail Co., Ltd.の売上は Central Pattana PCL を合算したもの。

⁵ Euromonitor International。1位はセブンイレブン(日本)

3. 最近の市場動向

(1) サプライヤーと小売の競合

ここ数年、タイの小売業界で目立った動きと言えば、サプライヤーによる小売や外食への進出と、小売店による自社ブランド(プライベートブランド)の販売であろう。特にアパレル、食品、生活雑貨の分野でこの傾向が強い。

小売業界では、特に生活必需品や食品を扱う場合は、陳列する商品で他社との差別化が図れないというジレンマがあった。そこで小売側が独自のブランドを開発・販売することにより、競合先との違いを鮮明にし、集客力をアップする狙いがあった。テスコロータスではキッチン用品、生活雑貨を中心にプライベート・ブランドを販売している。また、セントラルでは Defry01(セントラル・デパートで販売)や Pacific Union(ロビンソンで販売)といったアパレル商品を開発し販売している。

一方、CPグループの生鮮食品部門が、プランタレーという寿司のデリバリーチェーンに進出している。

(2) スモールフォーマットの増加

タイ小売業協会によると、最近の傾向として売り場面積の小さいスモールフォーマットの小売店が増加している。同協会によると、タイのスモールフォーマットとは売り場面積 300 平米以下で、駐車場スペースが少なく、半径 500 メートル程度を商圈としている。増加の理由は、バンコクでは 300 平米以上の小売店が規制されていることや、投資額の大きさによるリスクがネックとなっている。また、近年、小売卸売業法(仮称)が検討されてきたこともあり、大規模店の出店ラッシュは、2007 年までに一旦収束していることもある。テスコロータスでは 2011 年、70 億バーツを投資してハイパーマーケットを 6 店舗、中規模のロータス 10 店舗、CVS のロータスエクスプレス 60 店舗の出店計画を発表した。また、トップスも既存の大型スーパーマーケットの出店にブレーキをかけ、この数年は小型のトップスデイリーの拡充に努めている。

表1-2 小売店拡張の推移

単位:店

小売業社名	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
テスコロータス	292	404	503	650	698
－ハイパーマーケット	57	59	79	84	90
－マーケット	19	17	53	65	75
－エクスプレス	200	298	338	460	490
－ヴァリューストアー	16	20	30	30	31
－コミュニティモール	-	-	3	8	9
ビック C	55	60	76	77	87
－ミニビック C	1	1	10	10	14
－ビック C ジュニア	-	-	-	-	2
カルフル	23	26	30	39	41
－ハイパーマーケット	23	26	30	38	39
－カルフルシティ	-	-	-	1	1
－カルフルマーケット	-	-	-	-	1
マクロ	29	40	41	44	48
トップス	92	101	102	120	153
－トップス(トップススーパー/トップスマー ケット)	88	94	89	100	100
－トップスデイリー	4	7	13	20	53
セブンイレブン	3622	4279	4766	5270	5660
ファミリーマート	542	542	564	558	600

(出所)タイ小売業協会

(3) マルチチャネル

セントラル・トレーディング⁶によれば、最近の傾向としてマルチチャネル、マルチフォーマットの販売が目立って来ているという。店舗販売だけでなく、インターネットでの販売、ダイレクトセールなどに拡大している。CP オールでは、セブンイレブンを支払い・配送拠

⁶ セントラルグループの卸売部門である Central Trading Co., Ltd.

点として、「セブカタログ」によるダイレクトセール、インターネットでの書籍販売など、既存の店舗とリンクさせながら多角的な販売チャンネルを構築している。タイ小売業協会では、今後もこの傾向は続くとしており、店舗の売り場面積に縛られない、より広範囲な商品の提供で消費者の囲い込みが進むと見ている。

4. 市場の課題と展望

(1) インボイス処理の煩雑さ

市場の課題ではないものの日系企業が留意すべき点として、タイでは「売上仕入れ」の習慣が無いことが挙げられよう。タイはヨーロッパ諸国と同様に、VAT(付加価値税)にインボイス方式を採用している。扱う品目が多く日々仕入れ販売業務が生じる小売業では、インボイスが大量に発生するため、処理に要する人員やコストの負担が大きい。日本の小売業では、商品が売れるまでは商品の所有権がサプライヤー側にあり、販売した時点で小売側にその仕入れが計上される「売上仕入れ」と言われる会計慣行があるが、タイでは、売上仕入れが認められていないため、仕入れた全ての商品にVATがかかる。

(2) 小売事業法案の動向

2009年12月、アピシット内閣は、商務省より提出された小売事業法案の最新草案を原則承認した。同法の狙いは、小売業者をその規模によって4つに分類・管理することにある。商務省によると、未だ法制手続きの初期の段階にあり、今後内閣の指示や議会での審議を通じて修正が加えられる可能性があるという。また、タイ小売業協会のチャーチャイ博士によると、2011年5月に予定されている総選挙前の成立は難しいとの見解である⁷。2004年以降、急成長する大規模小売店、特に外資企業を規制する法案が検討されて来たが、その都度廃案になっている。

(3) 市場の展望

タイ小売業協会では、公務員、民間共に賃金が上昇していることから、2011年の小売市場は前年比で8%程度の成長を見込んでいる。ただし、2009年以降常に変数として存在する政情によっては、大きな影響を受けることになるとも予測している。セブンイレブンは20011年、500店の新規出店を予定しており、2013年までに全国7,000店に拡大する計画である。また、バンコク中心部の約30店舗を改装拡大し、ベーカリーとカフェの供給スペース

⁷ 2011年3月のヒアリングにおいて

を追加していく予定である。

5. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999年改正外国人事業法(Foreign Business Act B.E.2542)では、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(外国資本50%以上)を規制している。小売業は第3表(14)により規制の対象となっている。ただし、最低資本金1億バーツ以上または一店舗当たり最低資本金2,000万バーツ以上の場合はこの範囲ではないとしている。

(※商務省商業開発局によると、過去にタイ政府が外資企業に外国資本100%で小売業を認可した例は、テスコロータス、ビッグCスーパーストアーなど数社しかない。)

(2) 商業登録

1956年(2008年改正)商業登録法(Commercial Registration Act B.E. 2499)では、商業登録の義務がある13事業のひとつとして(2)販売業(小売業)を挙げている。事業開始に当たっては、商務省商事開発局に商業登録が必要となる。

(3) バンコクにおける出店規制

小売業が集中するバンコクでは、2005年に小売および卸売業が出店できる場所を制限する都条例が制定された。規制の対象は、多種多様な食品飲料および日用雑貨を扱い、販売業務に使用するフロア面積が300㎡以上の店舗である。規制は二段階となっており、まず出店規制が敷かれる地区を4エリアに分け、面積に応じて出店できるエリアを定めている。次に、公道との距離や土地利用などについての建築基準規定が細かく定められており、出店可能なエリア内であってもその規定に沿わなければ許可が下りない。

出店エリア規制

第1 エリア	総面積 300 m ² 以上の卸・小売店の出店は全面禁止。
第2 エリア	総面積 2,000 m ² までの卸・小売店の出店が可能。 ただし、規定の建築基準に適合しなければならない。
第3 エリア	総面積 1,000 m ² までの卸・小売店の出店が可能。 ただし、規定の建築基準に適合しなければならない。
第4 エリア	総面積 4,000 m ² までの卸・小売店の出店が可能。 ただし、規定の建築基準に適合しなければならない。

建築基準規定

- ① 20m幅の公道に面し、かつ 20m以上の距離で公道に接していること。(第3 エリアは 30m以上の距離。)
- ② 自動車の出入り口の中心線は幅 12m以上で、100m以上(第3 エリアは 200m)の公道に接する道として、合流路・分岐路より離れていること。
- ③ ビルの前の空き地は、他者や公道から 30m離れていること(第3エリアは 50m)。
- ④ ビルの側面および背面は公道から 6m以上離れていること。
- ⑤ 敷地の 30%以上を空き地とし、空き地の 50%以上を緑地帯とすること。
- ⑥ 宗教施設、遺跡、教育施設、病院より 500m以上離れていること。

(4) その他の規制

煙草や酒の販売は許可制であり、病院内やガソリンスタンド内、学校に隣接している店舗などでの販売は禁止されている。酒類・煙草販売許可証は毎年更新に必要がある。

「酒類・煙草販売許可証」の申請

申請場所: バンコク 各区役所衛生事務所
 他県 地方自治体衛生事務所

(5) その他の関連法令

1998 年消費者保護法 (Consumer Protection Act B.E.2541)

損害を受けた消費者を保護する規定、賠償を請求する権利について規定。

第2章 外食

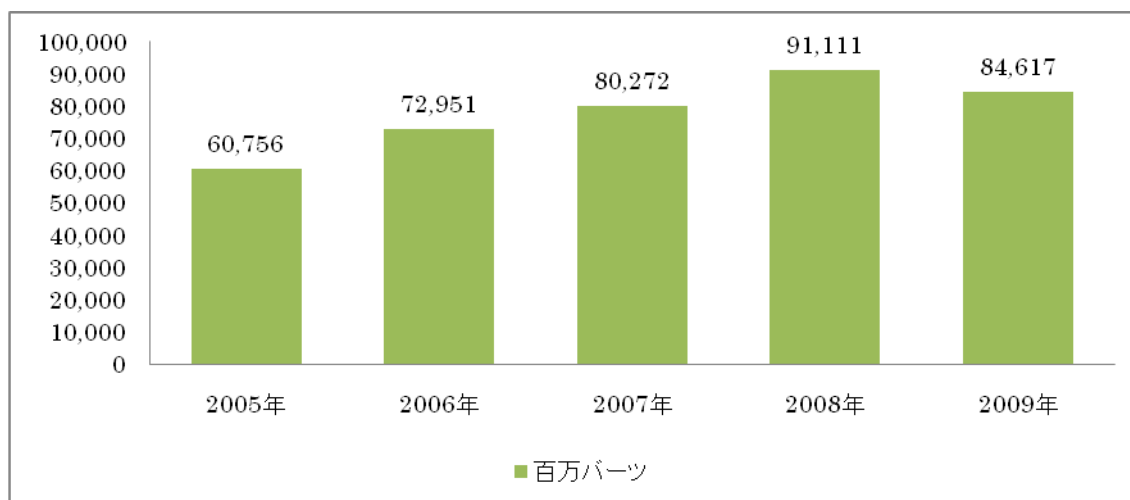
1. 市場規模

タイの外食産業の規模に関する公式の統計はないが、いくつかの指標をもとに推察することはできる。タイレストラン協会(Thai Restaurant Association)によれば、小売りを含む食品産業全体の市場規模は約3,000億バーツで、このうち飲食業は約1,500億バーツと推計している。また、カシコン・リサーチ・センターによれば、2010年の外食産業の市場規模は約1,900億バーツと見ている。これら数値は個人経営の小規模店舗や屋台等も含まれており、あくまで推計値であることを明記しておく。

商務省事業開発局によると、法人登録ベースの外食産業の市場規模は、2008年では約911億バーツ、2009年は世界金融危機の影響を受け846億バーツと落ち込んでいる(表2-1)。2010年の統計はまだ出ていないが、同局では2008年の水準まで戻すと見ている。

このようにタイの外食産業の市場規模は、法人登録ベースでは900億バーツ前後、小規模店や屋台まで含んだ規模は約1,900億バーツと推測される。日系企業の進出を前提とした場合は、法人登録ベースの900億バーツが潜在的な市場となると思われる。

図2-1 タイの外食市場規模推移



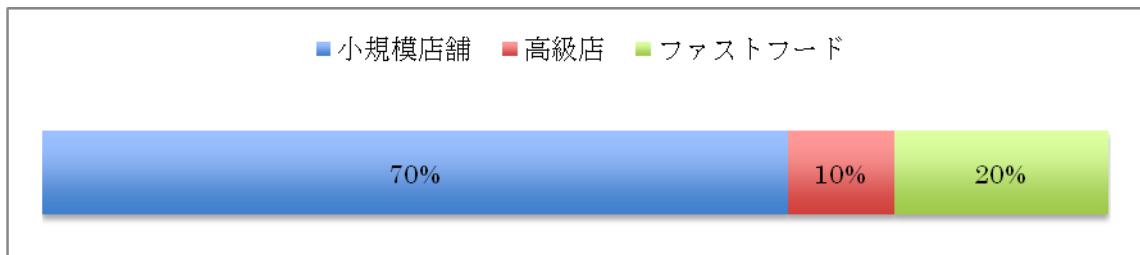
(出所) 国家経済社会開発局 (Office of the National Economic and Social Development Board)

(注) 飲食業で法人登録している企業のみ対象。個人経営店舗は含まない。

タイの外食産業は以下の3種類に分けることができる。

- (1) 小規模店舗(Small Food Shop): 屋台や小規模の飲食店が該当する。タイの飲食店全体に占める割合は70%。客単価は20バーツから40バーツ。
- (2) 高級飲食店および国際的フランチャイズ(High-End Restaurant and International Food Chains): 外国料理を含む高級飲食店や海外ブランドのフランチャイズが該当。日本食レストランはこのカテゴリに属す。タイの飲食店全体に占める割合は10%。客単価は150バーツ以上。
- (3) ファストフード(Quick Service Restaurant): ここ数年、タイの外食産業の中で高い成長率を見せている。タイの飲食店全体に占める割合は20%。客単価は50バーツから120バーツ。

図2-1 タイの飲食店タイプ



(出所)タイレストラン協会(Thai Restaurant Association)

2. 主要プレイヤーとそのシェア

(1) 企業数

商務省事業開発局によれば、飲食業に登録している法人数は2011年3月時点で約9,069社、このうち外資企業は2,470社で、日系企業は56社⁸が登録されている。また、保健省食品衛生局(Food Sanitation Division, Ministry of Health)の統計によれば、タイの飲食店数は2010年時点で7万店を超える。店舗面積200平米以上の店舗は全国約4万9,000店、このうちバンコクでは約1万2,700店あり全体の26%を占める。なお、タイ

⁸ ジェトロバンコク「タイ日系企業進出動向調査2008年」

レストラン協会の会員数は約 3 万店舗で、このうち約 2 万店が個人経営の店舗である。

(2) 人気の高いレストラン

タイレストラン協会によると、人気の高いレストランは表2-1のとおりである。

表2-1 人気のレストラン

ブランド名	ジャンル
MK レストラン	タイスキ
ブラックキャニオン	インターナショナル(タイ料理含む)
FUJI	日本料理
OISHI	日本料理
大戸屋	日本料理
やよい軒	日本料理
8番ラーメン	日本料理(ラーメン)
PIZZA HUT および PIZZA COMPANY	ピザ
スヴェンセン	デザート、アイスクリーム
シズラー (SIZZLER)	西洋料理、ステーキ

(出所)タイレストラン協会へのヒアリングによる

(3) 主要プレイヤーとシェア

外食産業の主要プレイヤーを見ると、ファストフード(Quick Service Restaurant)と、日本食関連の躍進が目立つ。2009年の売り上げトップのMKレストランは、1986年創業のタイスキ⁹・レストランである。タイ国内に約300店舗、日本に15店舗を展開し、2009年の売上は約67億バーツ。また、日本食レストランの「やよい軒」も運営し、国内に47店舗を展開する。YumレストランはKFCやピザハットのフランチャイズを展開。セントラル・グループ傘下のセントラル・レストラン・グループ(CRG)は、ミスタードーナツ(約200店舗)、KFC(約160店舗)、ペッパーランチ(6店舗)、Auntie Anne's(85店舗)を展開する。S&Pは1973年創業の老舗外食企業である。主力のS&Pレストランは日本のファミリーレストランに似ており、タイ料理を中心に多国籍料理を提供している。OISHIグループは日本食ビュッフェのOISHI EXPRESSを中心に、しゃぶしゃぶ、寿司、ラーメンなど日本食を展

⁹ 鍋料理の一種

開。日本のうどんチェーン店「家族亭」のフランチャイズも手がける。

表2-2 外食業企業別売上上位 5 社(2009 年)

会社名	主な店舗展開	売上 (千バーツ)
MK Restaurant Co., Ltd.	MK レストラン、やよい軒	6,799,581
Yum Restaurants International (Thailand) Co., Ltd.	KFC(306 店)、ピザハット(75 店)	4,268,915
Central Restaurants Group Co., Ltd.	ミスタードーナツ、KFC、Auntie Anne's 等	4,239,444
S&P Syndicate PCL	S&P、PATIO 等	3,381,202
Oishi Group PCL	Oishi、家族亭等	2,725,477

(出所) 商務省事業開発局 (Department of Business Development) 及びヒアリングにより
ジェトロバンコクが作成

3. 最近の市場動向

タイレストラン協会では最近の傾向として、ファストフードの増加と日本食ブームをあげており、中間層の拡大とともに消費者が食の品質を求めるようになってきていることが背景にあると見ている。また、同協会によると、ここ数年で屋台と低価格帯レストランの価格差が縮まっている。「屋台で 40 バーツ払うなら、エアコンの効いた店舗で 60 バーツ払う」ことを選択する消費者が増えているという。都市部での健康志向や衛生面への危惧から、今後もこの傾向は続くと見ている。

(1) ファストフードの増加

2009年の売上上位にはファストフードを運営する企業が 2 社入っており(表2-2)、外食産業の中心的存在となっている。ここ数年は店舗数も大幅に増え、年率 10%前後の成長率を維持してきた。ただし、カシコン・リサーチ・センターでは、2011 年のファストフードの成長率は 5%から 7%と見ており、健康志向により成長率は徐々に低下しつつある。

(2) 日本食人気

2000年以降、日本食ビュッフェ「OISHI」のヒットをきっかけに日本食ブームが始まり、現在までこの傾向は続いている。2009年に米調査会社ニールセンが行った外食に関する調査では、タイ人が好きな料理は1位のタイ料理に続いて日本食が2位にあげられている。タイレストラン協会によると、日本食レストランは全国に約1,000店あり、市場規模は100億バーツに達すると見ている。カシコン・リサーチ・センターでも、日本食レストランは年率10%以上の高成長を続けており、今後も2～3年はこの傾向が続くと見ている。

4. 市場の課題と展望

(1) 競争激化

タイレストラン協会によると、外食産業の成長を支えてきた中間層は、新しいものに飛びつく傾向がある一方、価格には非常にシビアである。新規開店時の顧客を、乱立する外食産業の中で、どう固定客化していくかが焦点となっている。それには品質の向上とコスト削減が求められており、同協会では組織の合理化、セントラルキッチン導入などをレクチャーしている。

(2) 衛生基準強化と調理人のスキルアップ

タイレストラン協会では、今後の課題として「食の安全と規制」をあげている。現在は当局による衛生管理が徹底されていないため、害虫駆除、食材保存に関する基準の強化が求められている。保健省では安全衛生面を強化して消費者の信頼を高め、将来的にはタイを世界の食品産業の中心にしたいという構想を持っている。また、労働省技能開発局では専門の職能に対して「職業能力基準」を定めており、タイ料理調理人もこれに該当する。タイレストラン協会では、この基準を取得した調理人の最低賃金を上げることが労働省に要求しており、外食産業の底上げを目指している。

(3) 海外進出

商務省輸出振興局(DEP)では、「Kitchen to the world」というスローガンのもと、タイの食材やタイ料理を世界に広める(輸出)する方針を掲げている。現在、海外に進出しているタイの飲食店数は約1万店舗。

5. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999年改正外国人事業法(Foreign Business Act B.E.2542)では、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(外国資本50%以上)を規制している。飲食業は第3表(19)により規制の対象となっている。

(2) 飲食店営業許可

1992年保健衛生法(Public Health Act B.E.2535)が定める規定により、飲食販売店ライセンスを申請する必要がある。ライセンスは年1回更新。審査に当たっては、区役所の担当者が店舗を検査する。

申請場所: バンコク 各区役所
 他県 地方自治体衛生事務所

必要書類:

1. 申請書様式 ソー・オー1(飲食店地図を含む)
2. 申請者の身分証明書
3. 飲食店の家屋登録証写し
4. 法人登記証写し(法人の場合)

(3) 酒類・煙草販売許可証

当該飲食店内で酒類・煙草を販売する場合は、「酒類・煙草販売許可証」の取得が必要になる。許可証は年1回更新。

申請場所: バンコク 各区役所
 他県 地方自治体衛生事務所

(4) その他の規制

2008 年飲料・アルコール管理法 (Alcohol and beverage control Act B.E.2551)

第 16 条でアルコール販売が可能な日時を定めている。また、タイでは条例、省令により、選挙前日および当日のアルコール類の販売が禁止されているほか、仏教の祝日や国王陛下の誕生日にもアルコール類の販売が規制されている。

第3章 対面型サービス

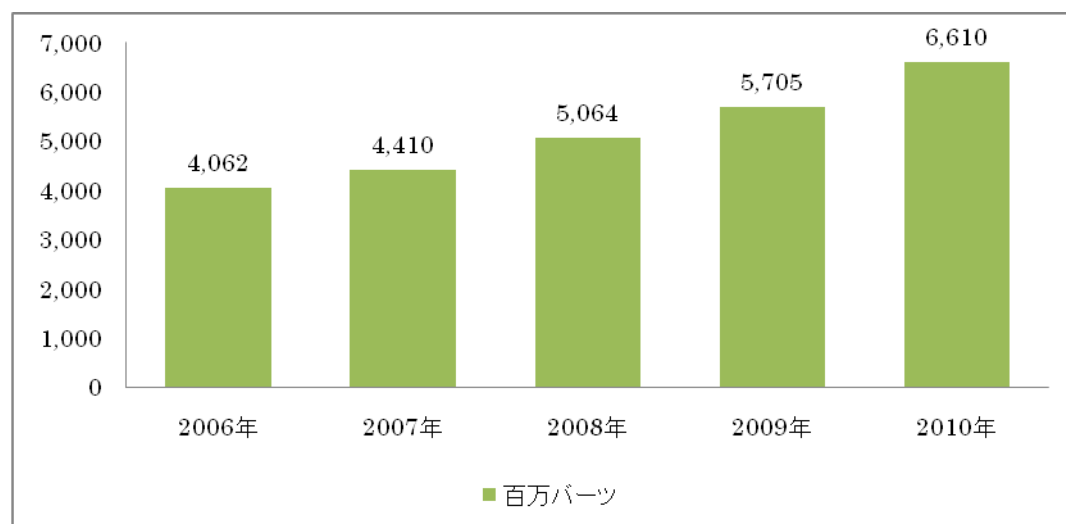
対面型サービス産業としての公式な統計データがないため、主な対面型サービスとしてヘアサロン、スパ、美容クリニックの3つのカテゴリ別に考察する。

1. ヘアサロン

(1) 市場動向

タイのヘアサロンの市場規模は、2010年に約66億1,000万バーツと、2006年比で約1.5倍に成長している(図3-1)。この約66億バーツの市場は、ローカルの低価格美容室、理容室が支えている。後述するように業界トップのMOGAでもその年間売上は約6,000万バーツである。都市部を中心とした富裕層向けのヘアサロンと、地方や低所得者向けのヘアサロンとに完全に分かれている印象がある。

図3-1 ヘアサロンの市場規模推移



(出所)タイ国家統計局(National Statistical Office)

(2) 主要プレイヤー

タイ国家統計局によると、タイのヘアサロンは全国に11万6,169店舗あり、このうち法人登録している企業数は2011年3月時点で221社、外資企業は38社である。業界トップは日系のMOGA Internationalで、2009年の売上は6,000万バーツに迫る勢いである(表

3-1)。Art Hair はファッションの中心地サイアムスクエアを中心に3店舗を展開。Cut & Curl は業界最大の 14 店舗を誇る。Q-Cut は「Chalachol」のブランド名でフランチャイズ展開をしているが、店舗によりサービスや技術に差があるという評判がある。Sachi Tario は「KETVADI GANDINI」ブランドで展開する創業33年の老舗。

表3-1 ヘアサロン企業別売上上位 5 社(2009 年)

会社名	売上(千バーツ)
MOGA International	59,828
Art Hair Co., Ltd.	24,282
Cut & Curl Co., Ltd.	24,036
Q-Cut Co., Ltd. (Chalachol)	20,199
Sachi Tario Co., Ltd.	19,215

(出所) 商務省事業開発局 (Department of Business Development) およびヒアリングによりジェトロバンコクが作成

(注) MOGA International は店舗ごとに別会社で登録しているため、4 店舗を合算した。

(3) 市場の課題と展望

ヘアサロン業界の最大の問題は、美容師に国家資格がないことにある。タイの美容師学校は通常2～3ヶ月で卒業することができる。もちろんこのようなシステムは、社会で働くことができるような職能を付けさせる意味で、雇用対策という側面があることは否めない。一方で、タイは中間層、富裕層が拡大しており、その収入や消費に見合ったサービスの提供も求められている。現状では、海外からの人材や海外で学んできた人材に頼っており、国内で世界に通じる技術を身につけさせる機関が存在しない。今後、政府による資格・基準の設定や教育機関の創設が求められている。

2. スパ

(1) 市場動向

スパ市場は未だ統計的なデータが無いが、タイスパ協会 (Thai Spa Association) によれ

ば、2010年の市場規模は5億から約8億パーツと見ており、年率10%から20%の成長を続けている。表3-2はタイのスパ上位10社の売上を合計したものであるが、タイスパ協会の推計とはほぼ同等の数値である。ただし、商務省によるとタイのスパ事業者は480社あり、実際の市場規模はこれよりも大幅に増加するものと推測される。タイの代表的な経済新聞「クルンテープ・トゥラキット」の報道では、2010年のタイのスパ市場規模は約80億パーツと推定している。

表3-2 スパ市場の売上上位10社の合計

年	2007	2008	2009
売上合計(百万パーツ)	757.37	904.45	788.68

(出所) 商務省事業開発局のデータを元にジェトロバンコクが作成

(2) 主要プレイヤー

商務省事業開発局によると、スパ登録事業者は480社で、このうち外資系企業は92社である。表3-3はスパ事業登録企業の売上上位5社である。M SPA Internationalはタイを始めモルジブ、インドネシア、中東等の高級リゾート「ANATNTARA」を中心に展開する。タイ国内には9店舗を展開。True Spaはヨガ、フィットネスクラブ、スパ等を手がけるシンガポールのTrue Groupのタイ現地法人。高級ショッピングセンターのセントラル・ワールドとビジネス街の中心地アソークの2店舗を展開。Blooming Spaは1998年創業の老舗。タイ国内に7店舗を展開。Health Landは比較的低価格なコンセプトで7店舗を展開しており、セラピストの技術にムラが無いと評判である。また、インターネットでの予約システム等が完備されており、タイ人以外の観光客にも人気が高い。

表3-3 スパ企業別売上上位5社(2009年)

会社名	売上(千パーツ)
M SPA International Co., Ltd.	169,165
True Spa Co., Ltd.	137,138
Blooming Spa Co., Ltd.	108,046
The Holistic Health Co., Ltd.	85,415
Health Land 2002 Co., Ltd.	74,635

(出所) 商務省事業開発局(Department of Business Development)及びヒアリングにより

ジェトロバンコクが作成

(3) 市場の課題と展望

タイには伝統的な古式マッサージが普及していることもあり、セラピストの技術は日本より高く、経験者が揃っている。事業開始に当たって人材の確保に困ることはない。

一方、最近のスパブームにあやかり、古式マッサージ店がスパの看板を掲げることが多い。スパを開業するにあたっては、保健省の定めるスパセラピストの資格を持った従業員が最低1名必要であるが、このような名ばかりのスパ店や一部に見られる性的サービスを提供する店舗が、業界全体の信用を下げているという指摘がある。このため、タイスパ協会と保健省では、看板にスパ(SPA)と掲載できる基準を設ける動きがある。

業界関係者では、タイのスパブームは2007年をピークに、現在は淘汰の時代に入ってきていると見ている。このため、拡張の時代から、サービスの質を重視する時代に入ってきていると言える。

3. 美容クリニック

(1) 市場動向

美容クリニック市場も統計データはなく、また協会や団体もないため、市場規模を把握することが難しい。施術の内容によって、マッサージに分類されることや、病院に分類されることもある。例えば、伊勢丹バンコクにあるコーセー・ビューティーセンターは、セラピストがコーセーブランドのスキンケア商品を使い施術するが、スパ・マッサージに分類される。また、美容整形は外科手術を伴うため、入院設備が整った病院でしか行うことができない。ここで述べる美容クリニックは、医療機関としてのライセンスを持ち、入院設備(病床)を持たないクリニックに限定する。表3-2は美容クリニックで事業登録をしている企業の売上上位10社の合計である。これによると、2009年の上位10社の売上合計は約20億バーツ。商務省によれば、美容クリニックの登録事業者数は396社であり、業界全体の市場規模は更に大きくなると推測されが、2009年のスパ事業登録社の11位から100位までの売上合計は約4億5,000万バーツで、全体の市場規模にはそれほど影響は与えない。

表3-4 美容クリニック市場の売上上位 10 社の合計

年	2007	2008	2009
売上合計(百万バーツ)	1,630	1,807	2,082

(出所) 商務省事業開発局のデータを元にジェトロバンコクが作成

(2) 主要プレイヤーとシェア

美容クリニックの登録事業者は 396 社で、外資系企業は 50 社が登録されている。Sauna Italia は痩身美容の最大手「Slim Up Center」を運営し、国内 38 店舗を展開する。Body Shape も同様に痩身美容をメインとしたサービスで全国に 29 店舗を展開。Phillip Wain は香港、シンガポール、マレーシアに展開する、フィットネス、スキンケア、美容、痩身の総合ビューティーセンター。タイ国内には 2 店舗を展開。SparSha Beauty & Slim はラグジュアリー・メディカル・スパで、国内 24 店舗を展開。医療施術を行うためクリニックとして登録されている。Nitipon Clinic は全国に 80 店舗を展開し、特に若い年代に指示されている。

表3-5 美容クリニック企業別売上上位 5 社(2009 年)

会社名	売上(千バーツ)
Sauna Italia (Thailand) Co., Ltd.	871,227
Body Shape Corporation Group Ltd.	408,980
Phillip Wain Co., Ltd.	144,908
SparSha Beauty & Slim Co., Ltd.	126,767
Nitipon Clinic Co., Ltd.	100,461

(出所) 商務省事業開発局 (Department of Business Development) およびヒアリングによりジェトロバンコクが作成

4. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999 年改正外国人事業法 (Foreign Business Act B.E.2542) では、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業 (外国資本 50% 以上) を規制している。サー

ビス業は第3表(21)により規制の対象となっている。

(2) スパおよびヘアサロン

スパ、マッサージ、ヘアサロン開業するには、以下の2つの許可を取る必要がある。

①「身体に危険を及ぼす活動」の許可

申請場所:バンコク市内の場合 各区役所(ケード)

他県 地方自治体(テーサバーン) 衛生事務所

申請期間:20日間

※ 一年毎に更新

※ 各店舗ごとに申請が必要

必要書類:

1. 申請書様式
2. 所在地(地図)
3. 法人登記証
4. 店舗登記場所の不動産所有者証明
5. 事業者のID証明書
6. 店舗の写真
7. 身体に危険を及ぼす事業許可証(上述)

審査期間:20日間

②治療関連事業(スパ、マッサージ、ヘアサロンを含む)の営業許可

申請場所:保健省 治療課

申請の条件として、管轄省の実施するスパセラピストの資格を提示する。

(1店舗に1名、資格を持ったチーフセラピストが必要)

審査期間:60日間

※運営許可証は2年に1度更新

※保健省公示 2008年11月14日参照

※スパセラピスト試験の認証は有効期限なし。

セラピストの受験資格(満20歳以上、タイ居住者、必須学歴など)については、保健省案内 NO.5/2547 を参照。

(3) 美容クリニック

美容クリニックは保健省メディカル事業課(Medical Registration Division)で、メディカルクリニック(Medical Clinic)の営業許可を取得する必要がある。また、1店舗につき最低1名の医師を雇うことが条件とされており、申請時に医師が資格証明書類を持参し同行する必要がある。なお、施設内で使用する薬品と設備の FDA 許可については以下を参照のこと。(注)FDA: 食品・薬事委員会事務局(オー・ヨー)

- 施設内で施術に使用する薬品(クリーム、オイルなど) FDA 認可不要
- 施設内で使用する治療設備 FDA 認可要
- 輸入品(薬品、設備) FDA 認可要
- 施設外にて薬品を販売(オリジナルブランドとして) FDA 認可要、商標登録要

問合せ先: Food and Drag Administration

<http://www.fda.moph.go.th/eng/index.stm>

Office of Health Business Promotion

<http://www.thaispa.go.th/>

(4) その他の関連法

- 1992 年保健衛生法 Public Health Act 1992.
- 保健省公示 2008 年 11 月 14 日 Public Health Notice 14 November, B.E.2551
スパ認可の有効期限(44 頁 35 項)、セラピストの資格試験(24 頁 7 項)など
- 2008 年 医療施設法 Medical Premises Act B.E.2551
- 2000 年 商標登録法(第 2 号) the Trademark Act (No.2) B.E. 2543
- 1992 年 建造物管理法に基づく省令第 33 号
(Ministerial Regulation, B.E.2535 - License, Issued under Building Control Act)

第4章 学校

1. タイの学校制度と就学数

タイの学校制度は日本と同じ6・3・3・4年制を採用している。各学年は2学期制をとり、1学期は5月中旬から9月下旬まで、2学期は11月上旬から3月中旬までとなる。現在は日本と同じく義務教育期間は9年間だが、1999年に新国家教育法が制定されるまでは義務教育期間は6年間だった。

表4-1 タイの教育制度

分類	名称	期間
義務教育前	保育園 / 幼稚園	—
義務教育	初等学校	6年間
	前期中等学校(中学校)	3年間
義務教育後	後期中等学校(高校) 普通科 / 職業科	3年間
	短期大学	—
	大学	—
	大学院	修士課程 2年 博士課程 3年

表4-2 教育機関における就学数(2008年)

区分	生徒数(人)
初等学校	5,696,472
前期中等学校(中学校)	2,782,081
後期中等学校(高校)	1,868,999
国立・私立大学	1,425,554
地域総合大学	540,703
工科専門学校	2,054,426
計	14,368,235

(出所)タイ国家統計局

以下、タイの学校教育市場を分析するにあたっては、外資企業が参入可能なインター校

(International School)、学習塾(Tutorial School)、語学学校に限定し考察を進める。

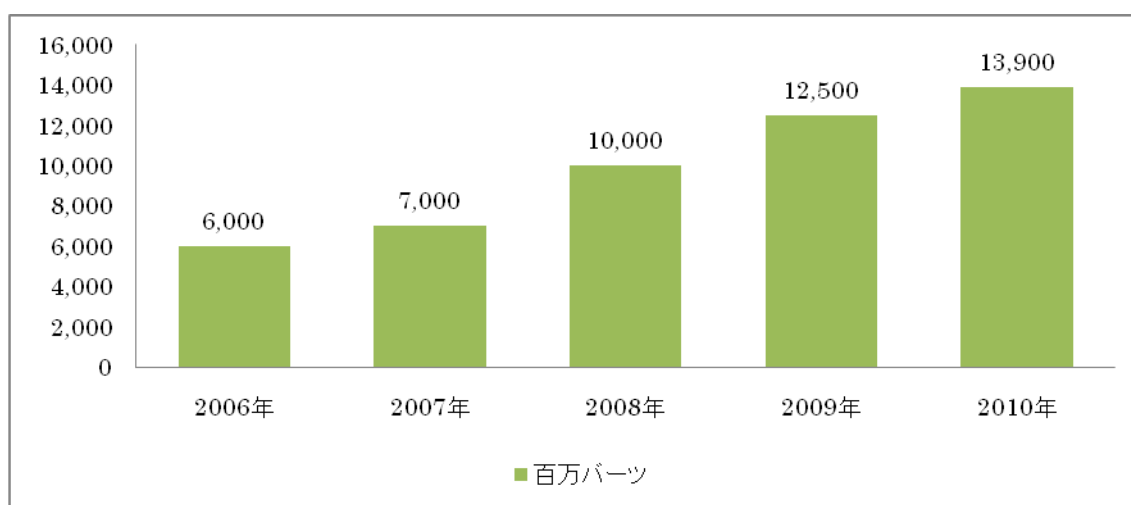
2. インター校

(1) 市場規模

タイのインター校は1987年には僅か5校であったが、1991年の自由化により翌1992年には10校へ倍増した。その後も年平均5校の増加を続け、2010年には120校、生徒数は2万9,900名に達した。バンコクが最も多く83校、地方が37校で、外国の認証機関から認証を得ている学校は19校である。また、タイ国インターナショナルスクール協会によれば、年間の学費は平均で40万バーツ。2011年の生徒数は3万5,000名と見込んでおり、年間で140億バーツの市場になる。

私立教育委員会事務局(Office of the Private Education Commission)のチャーンウィット氏によれば、インター校の生徒の70%はタイ人の恵まれた家庭の子女で、英語を身に付けるために通わせている。新たなグループとしては、タイが好きな観光客でスカンディナヴィアン圏の人々が、子供をタイにある全寮制の学校に入れる傾向が出てきた。親は通常母国で働いており、休暇シーズンになると避寒をかねてタイにいる子供の様子を見に来る。このような場合、チェンマイやプーケットといったリゾート地の学校を選択することが多い。

図4-1 タイのインター校市場規模推移



(出所) Office of the Private Education Commission, Ministry of Education

(2) 主要プレイヤー

私立教育委員会事務局 (Office of the Private Education Commission) によれば、2011年3月の最新情報では、タイのインター校の総数は128校で、このうち、外資系の学校は82校である。タイのインター校のほとんどが、国際的教育プログラムである「国際バカロレア (インターナショナル・バカロレア / IB)」の認定を受けている。国際バカロレアは、プライマリ・イヤーズ・プログラム (PYP)、ミドル・イヤー・プログラム (MYP)、ディプロマ・プログラム (DP) の3つに分かれている。ディプロマ・プログラム (DP / IBDP / 後期中等教育課程) という、いわゆる「個々の国独自の教育制度に依存しない大学入学資格」まで取得できるインター校は全体の半数程度になる。

表4-3 主要インター校

学校名	カリキュラム	対象年齢
Ruamrudee International School	米国、ドイツ	幼稚園～12年生
Bangkok Patana School	英国	幼稚園～13年生
Ekamai International School	米国	幼稚園～12年生
The Regent's International School	米国	幼稚園～13年生
St. Andrew's International School	英国	幼稚園～13年生
The American School of Bangkok	米国	幼稚園～12年生
International School Bangkok (ISB)	米国	幼稚園～12年生
Ascot International School	英国	幼稚園～13年生
Harrow International School (HIS)	英国	幼稚園～13年生

(出所) Office of the Private Education Commission へのヒアリングによる

(3) 市場動向と今後の展望

最近の2～3年、タイの政情不安から、居住外国人が減少し、特にヨーロッパからタイに学生を送り出す動きも減少している。The Regent's によると、過去18年間は年率10%以上で成長してきた市場が、この2～3年は5%まで成長が下がっているという。この影響で外国人生徒の奪い合いが激化し、穴を埋めるためにタイ人生徒を積極的に勧誘する方向に動いている。一方、タイはサービス貿易に関する一般協定 (GATS) に基づき、2015

年までに教育を含むサービス業の順次自由化を進めている。この自由化が進めば、インター校だけでなく、その他の教育サービスでも、外国人出資比率は最大 70%まで認められることになる。私立教育委員会事務局 (Office of the Private Education Commission) によると、既にイギリスやインドの投資家からの問い合わせがあるという。

また、新たな市場として、南部のハジャイにインター校設立の動きがある。ハジャイでは現在 2 校の申請がされている。これはマレーシア人でシンガポール等の遠い所に行かずにインターナショナルスクールで学ばせたいとの要望に答えたものである。私立教育委員会事務局では、今後数年間は年平均 5 校程度の新設が見込まれ、政情不安が解消されれば、引き続き 10% 程度の成長を続けると予測している。

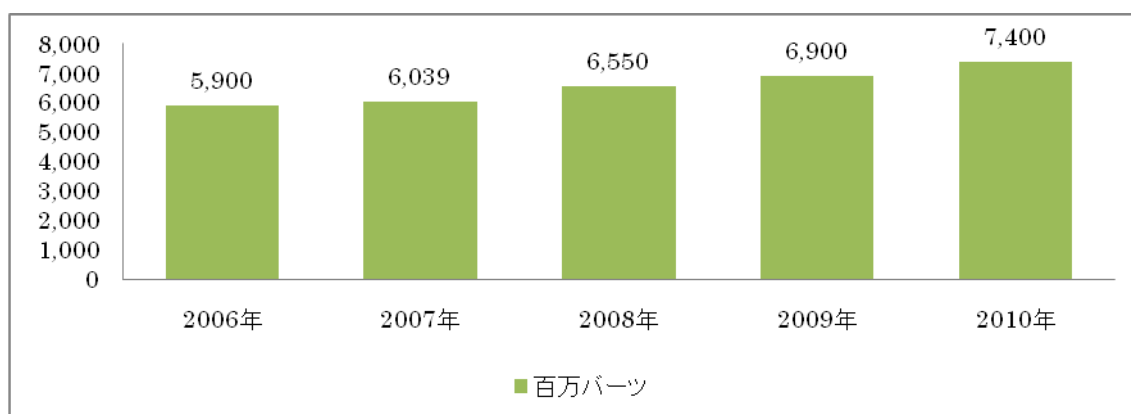
3. 学習塾

(1) 市場規模

タイの学習塾 (Tutorial School) は、2007 年私立学校法 (Private School Act B.E.2550) の定める「非正規教育 (Non-Formal Education)」の「補習」に該当する。主に幼稚園から後期中等学校 (高校) までを対象としており、学校教育で学ぶ国語 (タイ語)、英語、数学 (算数)、科学、物理、歴史などの補習校として存在する。生徒を通わせる保護者の多くは、表4-4に示したような有名私立・公立校への入学を目標としている。私立教育委員会事務局 (Office of the Private Education Commission) によれば、2010年の市場規模は約 74 億バーツで、過去 5 年の平均成長率は 10% 未満である (図4-2)。

なお、在留邦人の子女を対象とした日系の「学習塾」は、この規定には属さない。

図4-2 タイの学習塾市場規模推移



(出所) Office of the Private Education Commission, Ministry of Education

表4-4 タイの有名私立校

学校名	学校名
Bangkok Christian College	Saint Francis Xavier Convent School
Vajiravudh College	Assumption College Bangrak
Rajini School	Assumption College Thonburi
Rajinibon School	Khema Siri Memorial School
Assumption Convent School	Thewphaingam School
Saint Joseph Convent School	Sacred Heart Convent School
Saint Gabriel's College	Maepra Fatima School
Mater Dei School	Saint John School
Wattana Wittaya Academy	Benjamin College
Saint Dominic School	Bhadungsit Pittaya School

(出所) 複数の学習塾へのヒアリングによる

(2) 主要プレイヤー

私立教育委員会事務局 (Office of the Private Education Commission) に登録している学習塾は、2011 年月時点で全国に 1,728 社、このうち外資系は 4 社のみである。

表4-5 主要学習塾(独立系)

独立系	
学校名	支店数
The Brain	25
Neo Physics Center	22
Wannasorn School	20
Applied Physics School	19
Junior Intelligent Academy (JIA)	6
フランチャイズ系	
Kumon	420
Smart Brain	230

Smart English	135
Mac: Modern Academic Cente	20
HIGH-SPEED MATHS.CENTER	20

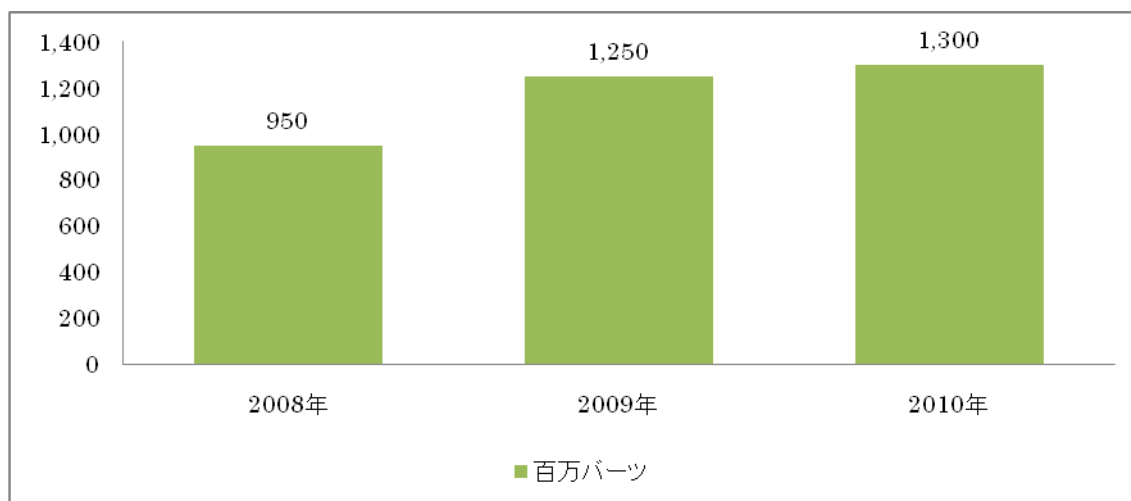
(出所) Office of the Private Education Commission へのヒアリングを元に、
ジェトロバンコクが作成

4. 語学学校

(1) 市場規模

タイの語学学校は、2007年私立学校法(Private School Act B.E.2550)が定める「非正規教育(Non-Formal Education)」の「生活スキル向上」に該当する。私立教育委員会事務局(Office of the Private Education Commission)によれば、2010年の市場規模は約13億バーツで、コンピューターや関連の学校を含めた市場規模は約30億バーツに達すると見ている。また、語学学校の6割以上が外資系か海外のフランチャイズである。外資系企業の増加に伴い、英語や中国語、日本語等が主な言語となっている。

図4-3 タイの語学学校市場規模推移



(出所) Office of the Private Education Commission, Ministry of Education

(2) 主要プレイヤー

私立教育委員会事務局 (Office of the Private Education Commission) によれば、語学およびコンピューターの学校で登録している事業者数は、法人個人合わせて約 2,400 事業者あるが、語学学校市場の主要企業はほぼ外資系の独占状態であるという見解である。なお、日本語を教える学校は約 120 校。

表4-6 タイの主要語学学校

学校名	学校数
Wall Street Institute (米国系)	7
Direct English (英国系)	3
Recovery Language (タイ系)	1
Quick & Easy (タイ系)	1
Waseda (日本系)	2

(出所) Office of the Private Education Commission へのヒアリングによる

5. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999年改正外国人事業法 (Foreign Business Act B.E.2542) では、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業 (外国資本50%以上) を規制している。教育目的の法人営業はサービス業に該当し第3表(21)により規制の対象となっている。

(2) 投資奨励

タイ投資委員会(BOI)は投資奨励法に基づき、タイ地場企業、外資企業に対して直接投資を奨励している。特に外資企業の場合、BOI 恩典事業に認可されると外国人事業法による外資規制の枠から外れ、外資100%での操業が可能となる。BOI の認可を受けることで、法人所得税の減免税、機械・設備の輸入税の減免税、輸出製品用原材料の輸入税免税、国内販売製品用原材料の輸入税減税、技術者・専門家および家族の入

国・外国人就労許可に関する便宜といった恩典が得られる(事業の内容に応じて受けることのできる恩典が異なる)。このうち、「7. 18 人材開発」の中に規定される「7. 18. 1 職業訓練センター、7. 18. 2 インターナショナル・スクール、7. 18. 3 ホテル専門学校、7. 18. 4 海事訓練学校」が当該事業となりえる。

※詳しくは BOI のウェブサイト参照のこと。

http://www.boi.go.th/english/services/guide_jp.pdf

条件

1. 以下のとおり委員会の定める事業範囲を有すること。
 1. 1 Design Training Center を含む専門的技術を教育・訓練する。
 1. 2 総学生数の 50%以上がホテル関連の教育を受けるホテル専門学校。
 1. 3 総学生数の 50%以上が海事関連の教育を受ける海事訓練学校。
 1. 4 必要器具、実験室などを備えること。

権利恩典

特別重要かつ国益をもたらす業種として恩典を付与する。

(3) 私立学校法人の建設および運営許可申請

私立学校法人の建設および運営許可申請プロセスは、正規教育、非正規教育のどちらも同様の手続きである。運営開始後、管轄省の担当者がランダムに教育内容の評価を実施している。

<基本条件>

- 外資法人は申請不可。
- 学校運営責任者、ライセンス(営業許可証)申請者はタイ人のみ、校長はじめ教師は外国人も認められている(ただし、労働許可証を取得した者のみ)。
- 生徒数7名未満の場合、学校設立認可は不要。(2007年私立学校法第5条参照)

<学校建設申請>

申請先: 建設予定地の管轄区役所

1. 学校建設許可申請書
2. 学校建設予定地の土地権利書または賃貸契約書
3. 設計図(設計士または建築士により作成、作成者の ID 証明添付)

< 学校運営申請 >

1. 申請書様式(ソー・チョー1)
2. 法人登記証写し(営業目的細目に“教育”と明記されているもの)
 - ※財団、合資会社、協会、組合の証明でも可
3. 株主名簿(株式会社の場合)
4. 事業計画説明書(具体的な教育内容、カリキュラムを記載) 写し 10 部
5. 所在地の土地権利書または賃貸契約書 原本と写し
6. 申請者、運営責任者、校長の戸籍謄本
7. 申請者、運営責任者、校長の履歴書
8. 申請者、運営責任者、校長の卒業証明書
9. 申請者、運営責任者の学識と経験の証明書類
 - (私立学校法関連省令 第 19 条基づく)
10. 校長としての学識と経験の証明書類
 - (私立学校法関連省令 第 32 条に基づく)
11. タイ国出生証明書(校長は不要)
12. 申請者、運営責任者、校長の健康診断書、証明写真
13. 任命状(校長のみ)

審査期間: 60 日間

(4) 語学学校および学習塾に関する規制

各種学校の運営については、各分野ごとに運営規定が定められている。例えば、補習学校(学習塾)の分野においては、毎年報告書を教育省に提出する義務がある。(2006 年私立補習学校の基準規定参照)

(5) 私立学校運営の関連法

- 2007 年私立学校法 (Private School Act B.E.2550)
私立学校の設立、運営に関わる規制を定めた法令
- 1999 年国家教育法 (National Education Act B.E.2542)

国家および民間による教育実践のための法令

(6) その他の関連法

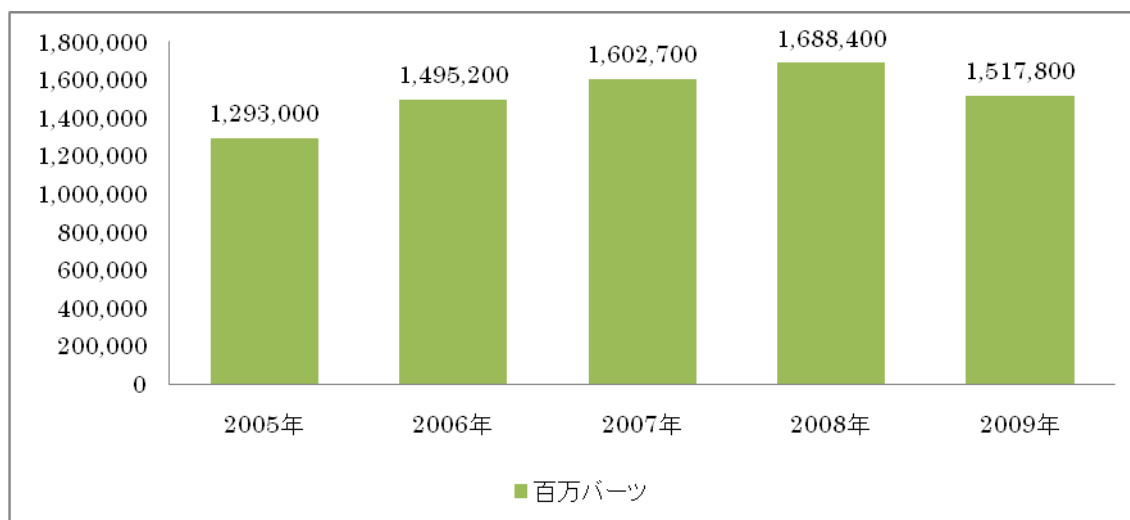
- 2006 年私立補習学校の基準規定
第 13 項に教育内容の報告義務について規定
- 1979 年建造物管理法 (Building Control Act B.E.2552)
校舎の管理に関する規制

第5章 運送

1. 市場規模

2009年のタイ国の物流コストは1兆5,178億バーツ、GDP比で16.8%となり、2008年のGDP比18.6%から大幅に減少した(図5-1)。内訳は、輸送コスト7,465億バーツ(GDPの8.3%)、保管コスト6,333億バーツ(GDPの7.0%)、および管理コスト1,380億バーツ(GDPの1.5%)である。国家経済社会開発庁では2008年に比べ大幅に減少した理由を、1997年のアジア通貨危機以来の激しい経済状況、リーマンショックに端を発する世界金融危機に直面した年であるため、製造業の輸出が大幅に減少したことによると見ている。

図5-1 タイの物流コスト(ロジスティック市場規模)推移



(出所) Office of the National Economic and Social Development Board

2009年の国内輸送量は全ての形態で減少した。総輸送量は5億580万トンで、2008年の5億1,510万トンより1.8%縮小している(表5-1)。現在タイ国の輸送構造において、道路輸送が最も多く使用されており、その比率は総輸送量の83%に及ぶ。国家経済社会開発庁に問い合わせたところ、2009年に一部の事業者が鉄道輸送からトラックの使用に切り替えたことが分かった。商務省の発表した道路輸送サービス費指数を見ると、2009年は119.4で、2008年の132.5から低下していることが分かる。このため、道路輸送のコストが下がり、鉄道輸送のコストが相対的に上がったと見ている。また、鉄道輸送サービスには時刻表の問題、サービス頻度の問題、機関車および車両の不足など未だ問題点もあり、政府による系統的改善が行われていない。さらに、主要輸送経路にある鉄道も未だ建設中である。そのため、鉄道等の選択肢

は、事業者の関心を惹かず、サービス使用が増加していないということになっている。

表5-1 輸送形態別の国内輸送量

単位:百万トン

輸送形態	2006年	2007年	2008年	2009年
道路	427.6	428.1	424.5	423.7
成長率(%)	(0.6)	0.1	(0.9)	(0.2)
鉄道	11.6	11.1	12.8	11.1
成長率(%)	(1.5)	(4.5)	15.8	(13.1)
沿岸	30	30.7	29.9	29.3
成長率(%)	5.9	2.6	(2.5)	(2.1)
国内水上	31.1	47.8	47.7	41.6
成長率(%)	5.1	53.7	(0.1)	(12.8)
空輸	0.12	0.11	0.10	0.10
成長率(%)	1.7	(9.8)	(3.6)	(2.8)
国内総輸送量	500.3	517.8	515.0	505.8
成長率(%)	0.1	3.5	(0.5)	(1.8)

(出所) 運輸省 (Ministry of Transport)

(注) 括弧はマイナスを表す。

2009年の国家間輸送量は、道路輸送を除くほぼ全ての部門について、明らかな縮小を示した。総輸送量は2億400万トンで、2008年の2億1,000万トンより約3%縮小している。鉄道輸送の減少量が最も高く(49%)、次いで空輸(15%)、国家間船舶輸送(6%)だった。

表5-2 輸送形態別の国際輸送量

単位:百万トン

輸送形態	2007年	2008年	2009年
道路	11.2	16.1	21.3
成長率(%)	-	44.2	32.0
鉄道	0.76	0.37	0.19
成長率(%)	-	(52.0)	(48.6)
国家間船舶	194.6	193.3	182.4
成長率(%)	-	(0.7)	(5.6)
空輸	0.22	0.24	0.21
成長率(%)	-	8.5	(15.2)

国家間総輸送量	206.7	210.0	204.1
成長率(%)	-	1.6	(2.8)

(出所) 運輸省 (Ministry of Transport)

(注) 括弧はマイナスを表す。

2. 主要プレイヤーとそのシェア

(1) 企業数

商務省事業開発局によると、タイのロジスティック事業登録者数は 2011 年 3 月時点で約 1 万 4,000 社、このうち外資系の企業は約 2,900 社と見ている。

(2) 主要プレイヤーとシェア

タイのロジスティック専門誌「Logistics Thailand」によると、タイの代表的なロジスティック企業は表5-3のとおりである。掲載 8 社すべてが外資系企業で、日系企業では NYK(日本郵船)と TTK(キムラユニティー)の名前が挙げられている。

表5-3 タイの主要ロジスティック企業(2009年)

会社名	資本金(バーツ)	売上(バーツ)
DHL Global Forwarding (Thailand) Ltd.	115,000,000	3,520,760,223
NYK Logistics (Thailand) Co., Ltd.	70,000,000	3,424,027,392
Schenker (Thai) Ltd.	40,000,000	3,331,292,215
Linfox Transport (Thailand) Ltd.	5,000,000	2,693,512,617
Excel Logistics (Far East) Co., Ltd.	50,000,000	2,323,208,588
TTK Logistics (Thailand) Co., Ltd.	350,000,000	2,052,147,688
Expeditors (Thailand) Ltd.	14,000,000	2,036,523,656
CEVA Logistics (Thailand) Co., Ltd.	30,000,000	1,723,345,793

(出所) ロジスティック専門誌「Logistics Thailand」

3. 市場の課題と展望

世界銀行が発表した 2010 年世界の物流効率性指数(Logistics Performance Index)によると、タイの物流競争力は 35 位と 2008 年第 31 位から後退している。アピシット首相は上院運輸行政委員会で、タイロジスティックの制度の問題は GDP 比 20%という非効率性にあると述べており、物流コストを GDP 比で 10%まで抑えることを目標に掲げている。

上院運輸行政委員会は、物流コスト削減には現在 88%を占めている車両による輸送への依存を削減していく必要があると見ている。車両郵送は鉄道に比べて燃料経費が 3.5 倍にもなり、道路を使った輸送から軌道方式に変更し列車を使った輸送を行なうことが必要になる。現在、物流における鉄道利用率は 2.3%に過ぎない。2010 年4月、内閣は鉄道システムの改善の指針について、投資総額 1,768 億 828 万バーツの「2010～2014 年緊急タイ国鉄道基礎構造投資計画(追記)」を承認する旨を決議した。目的は、サービスにおける安全強化、事故による損失の低減、交通・輸送にかかる時間の低減、ならびに基礎構造の強化である。これにより、現在2%の鉄道輸送率が6%に増加すると見込まれている。

一方、保管コストの問題も議論されている。物流コスト全体の 42%が保管に費やされており、倉庫の運用管理の改革も重要になる。

4. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999 年改正外国人事業法(Foreign Business Act B.E.2542)では、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業(外国資本 50%以上)を規制している。運送業は国内陸上・海上・航空運輸および国内航空事業として第2表(2)により規制の対象となっている。

(2) 投資奨励

タイ投資委員会(BOI)は投資奨励法に基づき、タイ地場企業、外資企業に対して直接投資を奨励している。特に外資企業の場合、BOI 恩典事業に認可されると外国人事業法による外資規制の枠から外れ、外資 100%での操業が可能となる。BOI の認可を受け

ることで、法人所得税の減免税、機械・設備の輸入税の減免税、輸出製品用原材料の輸入税免税、国内販売製品用原材料の輸入税減税、技術者・専門家および家族の入国・外国人就労許可に関する便宜といった恩典が得られる(事業の内容に応じて受けることのできる恩典が異なる)。このうち、「7. 9 大量輸送および大型貨物輸送」の中に規定される「7. 9. 1 大型輸送および貨物電車輸送(軌道システムおよび軌道・道路共用システムのみ)、7. 9. 2 パイプライン輸送、7. 9. 3 航空輸送、7. 9. 4 海運輸送、7. 9. 5 フェリーボートサービス」、「7. 10 近代的システムによる物流センター(Distribution Center-DC)」、及び「7. 11 近代的システムによる国際物流センター(International Distribution Center-DC)」が当該事業となりえる。

※詳しくはBOIのウェブサイトを参照のこと。

http://www.boi.go.th/english/services/guide_jp.pdf

(3) 商業登録

1956年(2008年改正)商業登録法(Commercial Registration Act B.E. 2499)では、商業登録の義務がある13事業のひとつとして(5)運送業(海運、陸運)業を挙げている。事業開始に当たっては、商務省商事開発局に商業登録が必要となる。

(4) 運送業営業許可証

運輸業は当該管轄局において営業許可申請が必要。

<海上輸送>

申請先: 水上輸送・通商航海局 通商航海課

必要書類:

1. 申請書様式 ポー・ウォー1
2. 基本定款(ポリコンソシティ)写し
3. 法人登記証ならびに営業目的写し(商務省からの発給90日以内)
4. 株主名簿写し
5. 定款(コーバンカップ)写し
6. BOI 認証(取得者のみ)
7. 代理店、支店名リスト

8. 会社所在地(地図)

9. その他の証拠書類

審査期間:30 日間

<陸上輸送>

申請先:陸運局 陸運事務所

必要書類:

1. 申請書様式
2. 基本定款の写し
3. 法人登記証ならびに営業目的写し(商務省からの発給 90 日以内)
4. 取締役員の身分証明、またはパスポート(取締役全員分)
5. 株主名簿写し
6. 定款の写し
7. 社印証明(有れば)
8. 車輛ナンバー(有れば)
9. 使用許可を申請する全ての車輛に関する証拠書類
 ※車両全数の登録簿写し、または車輛メーカーからの車輛販売通知書など
10. 使用許可を申請する全ての車輛を保管、修理、保全できる場所の土地権利証明書類
 (使用予定の車輛全数を駐車できる場所の確保が出来ているかを審査する)
 ※土地面積の基準は、大型車用に 70 平米/台、小型車用に 35 平米/台
11. 事業所の外観写真2枚

審査期間: 記載なし

<航空輸送>

「航空輸送業」の営業許可(ライセンス)はないが、商務省に法人登記をする際に、会社登記証の営業目的に「ロジスティック(物流)」と明記し、通関仲介業者(カスタムブローカーライセンス)を取得する必要がある。

通関仲介業者(カスタムブローカーライセンス)の申請許可

申請・問合せ先:税関局 登録・特権課

<http://www.customsclinic.org/index.php>

(5) 関連法

- 1954 年航空法 Air Navigation Act B.E.2497
国際航空業営業許可、ヘリコプター操縦に関する規制など
- 1978 年 通商航海法 Merchant Marine Promotion Act B.E. 2521(1978)
第 4 条に海運業営業許可申請について規制あり。
- 1991 年 海上運輸法 The Carriage of Goods by Sea Act B.E. 2534(1991)
海運貨物取り扱い規制
- 1979 年 陸運法 Act. Land Transport Act B.E. 2522
陸運法は第1号より第11号(2007年版)まで発令。
- 1979 年 物品輸出入法 Export and Import of Goods Act B.E.2522
輸出入手続き、輸出入が禁止されている物品、通関手数料などの規制
- 1992 年 物品輸出入法 Export and Import of Goods Act B.E.2522
- 1992 年 高速道路法 Highway Act B.E.2535
- 1979 年 交通法 Traffic Act B.E.2522
トラックの積載物についての規制
- 1999 年「1979 年交通法」に基づく省令第 12 号
トラックの高さ、大きさによる公共道路の走行時間規制など

なお、海運、陸運、空運のうち2種以上を営む場合は登録が必要。登録方法は以下の法令、第 41 条に定められている。

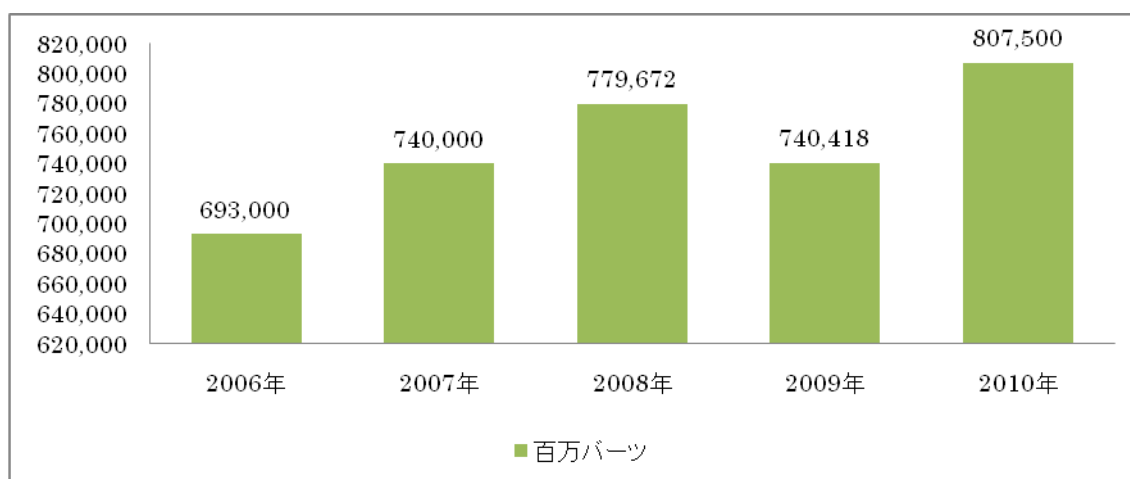
- 2005 年 複合輸送法令 The New Multimodal Transport Act B.E.2548
陸運、海運、空運を複合した輸送サービス運営に関する規制。
参照:日本語訳
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/pdf/corporate_042.pdf

第6章 建設

1. 市場規模

カシコン・リサーチ・センターの統計では、タイの建設市場の規模は2006年の6,930億パーツから2008年の7,796億パーツまで順調に拡大し、2009年に一旦大幅に落ち込みを見せたが、2010年は過去最高の8,075億パーツに拡大している(図6-1)。タイ建設業協会(TCA)¹⁰によると、2008年12月から2009年3月までの期間に、国内で約5,000社の建設関連企業が倒産したと発表した。このため、TCAでは2009年の市場規模を3,200億パーツと推定しており、カシコン・リサーチ・センターの示す7,400億パーツと著しく乖離している。ただし、TCAでは2010年の市場規模を約8,000億パーツと予測しており、カシコン・リサーチ・センターの数値とほぼ同等となっている。

図6-1 タイの建設市場規模推移



(出所) Kasikorn Research Center

2. 主要プレイヤーとそのシェア

(1) 企業数

¹⁰ Thai Contractors Association Under H.M. The King's Patronage

商務省事業開発局によると、タイの建設業事業者は 2011 年 3 月時点で、法人個人合わせて 73,233 事業者、このうち外資系企業は 1,543 社である。なお、タイ建設業協会によると、同協会の加盟企業は約 570 社で、この加盟企業が建設業界の中核企業と言える。日系企業では 137 社¹¹が建設業として登録されている。

(2) 主要プレイヤーとシェア

表6-1はタイ証券取引所(SET)上場企業である。イタリアン・タイ(Italian-Thai Development)は、1958年にバンコク港の機雷除去で協力し合ったイタリア人とタイ人の共同により創設された。現在はタイ人が経営している業界を代表する大手企業であり、後述するようにインド等の海外市場進出も成功させている。シノタイ(Sino-Thai Engineering)は1962年創業。2010年に開通した「エアポートリンク」の建設を受注した。チャーカンチャン(Ch. Karnchang)は1972年創業。1981年には東急建設との合弁会社(チャーカンチャン東急建設)を、また、三井物産との合弁(タイ・タップ・ウォーター社)による上水道事業等も行なっている。

表6-1 SET 上場の建設会社

単位:百万バーツ

企業名	2009年売上
Ithalian-Thai Development	41,455
CH. Karnchang	13,935
Sino-Thai Engineering	12,018
Power Line Engineering	8,053
Syntec Construction	6,275
Christiani & Nielsen (Thai)	4,375
Uniq Engineering and Construction	3,419
Nawarat Pattanakan	3,414
EMC	2,871
SEAFCO	1,826
Pre-Built	1,397
PAE (Thailand)	937
Power-P	27

¹¹ ジェトロバンコク「タイ日系企業進出動向調査 2008 年」

Ascon Construction	不明
K-Tech	不明

(出所)タイ証券取引所(SET)

表6-2は2009年の建設業売上上位20社にランクインした日系企業である。新日鉄エンジニアリング、大林組、鹿島、竹中といった大手ゼネコンの名前が挙がっている。

表6-2 タイの日系建設会社上位

単位:百万バーツ

企業名	2009年売上
Thai Nippon Steel Engineering & Construction	5,629
Thai Obayashi	5,459
Thai Kajima	3,949
Thai Takenaka International	3,512

(出所)商務省事業開発局 (Department of Business Development)

3. 最近の市場動向

タイ政府は建設業の海外展開支援を積極的に後押ししている。首相直属機関のタイ通商代表(Thai Trade Representative)によると、海外展開のための有力市場国を、インド、リビア、バーレーン、カタール、ベトナム、ブルネイの6カ国としている。また、後述するようにイタリアン・タイのような大手企業は既に独力による海外展開を進めているため、タイ通商代表では、政府による海外展開支援は有望な技術を持った中小企業に向けられると述べている。

このように、タイ政府が国内の中小建設企業の海外進出を後押しする中で、一部の企業は既に海外進出を果たし実績を挙げている。タイ建設業最大手イタリアン・タイの総売上に占める海外受注比率は、41.3%(2008年)¹²、40.8%(2009年)¹³と高い水準である。同社はカンボジア、インド、ラオス、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、ベトナム、アラブ首長国連邦、台湾などに進出しており、中でもインドには子会社ITD Cementation India社を設立し、コルカタ空港ターミナルビル、バンガロール地下鉄、デリー地下鉄など大規模な受注をしている。また、ラオスではパクセー空港建設工事、ミャンマーではマンダレー空港建設工事にも参加している。

¹² Italian-Thai Development PCL Annual Report 2008

¹³ Italian-Thai Development PCL Annual Report 2009

一方、中国企業の躍進も目立ってきている。タイ政府は2010年10月、中国と鉄道事業を共同開発することに合意した。対象となる路線は、バンコク～ノンカイ間・バンコク～ラヨン間・バンコク～最南国境間・バンコク～ウボンラーチャターニー間・バンコク～チェンマイ間の5路線。また、現在建設中のバンコク都庁第二庁舎第二期建築工事では、中国系企業の中国建築工程(China State Construction Engineering)が受注した。タイ北部のチェンコンとラオス北部フアイサイに架かる第3メコン国際橋の建設工事では、クルントン・エンジニアリング(タイ企業)とのJVで、中国の中鉄五局集団が受注し施工中である。

4. 市場の課題と展望

タイ政府の官民合同委員会は2009年8月、建設業政策の主管を工業省と決定した。これによって工業省では、建設業支援機関の設立、新たな「建設業法」草案の起草、建設企業の支援、の3点について取組を進めている。

また、日系企業が直面する課題としては、建設業への外国企業の参入が未だ制限されていることが挙げられる。イタリアン・タイの例を見るまでもなく、タイの地場建設企業は既に十分な競争力を有しており、サービス業自由化の枠に建設業が含まれることが求められている。なお、上述の建設業支援機関による目的の一つとして、「今後サービス業自由化がされた場合の外国企業の増加に備えるため、ローカル企業の技術向上に貢献する」ことが挙げられており、少なくとも検討の対象にはなっていると思われる。

5. 外資に対する規制・法的制約

(1) 外資に対する規制

1999年改正外国人事業法(Foreign Business Act B.E.2542)では、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(外国資本50%以上)を規制している。建築設計サービスは第3表(8)、エンジニアリングサービスは第3表(9)、建設業は第3表(10)、により規制の対象となっている。ただし、第3表(10)の建設業に関しては、(イ)外国人の最低資本金額が5億バーツ以上で、特別の機器、機械、技術、専門性を要するもので、公共施設または運輸に関する国民に基礎的なサービスを提供する建設業、または(ロ)省令で定めるその他の建設業は除くと規定されている。

(2) 商業登録

1956年(2008年改正)商業登録法(Commercial Registration Act B.E. 2499)では、建設業の商業登録義務は規定されていない。

(3) 建設業ライセンス

建設業の営業許可証(ライセンス)はないが、会社登記簿の営業目的に建設業と追記する必要がある。また、建設プロジェクトに着工する前に、建設予定地の所轄自治体に、建設許可を申請しなければならない(建造物管理法第3章21条)。なお、建設許可申請の手続きと必要書類は、各地方自治体により異なる場合がある。

以下は、パトムターニー県内で建設許可を申請する例である。

申請内容: 建設許可申請

申請場所: バンコク 各区役所土木課
他県 地方自治体

必要書類:

1. 申請者の身分証明
2. 戸籍謄本
3. 委任状
4. 土地権利書写し
5. 150平米を超えない土地の場合はレイアウト概要図
6. 150平米を超える建設予定地の場合は設計図
7. 建築士の身分証明
8. その他(状況により追加提出書類あり)

審査期間: 180日未満

※地域土木課の担当者による建設予定地の現場審査あり。

(4) その他の関連法

- 1979 年 建造物管理法 Building Control Act B.E.2552
建造物の定義、建造物管理委員会、各地域における建設許可申請手続きなどの規定。(第 4 号まで発令)
- 1999 年エンジニア法 (Engineer Act B.E.2542)
エンジニア評議会の組織、役員資格、エンジニアの等級指定や管理に関する規定
- 1992 年 建造物管理法に基づく省令第 33 号 (Ministerial Regulation, NO.33 B.E.2535 – License, Issued under Building Control Act)
建造物内の管理について規制されている。例、消火器や非常口の設置場所など。

なお、1979 年建設事業法が存在するが、有名無実化しており存在そのものが知られていない状況である。タイ建設業協会によると、現在、工業省が中心となって新法の草案を作成しているとのことである。